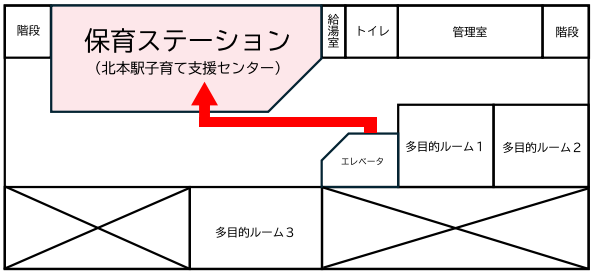
ステーション保育の利用について

令和８年１０月１日 版

１　事業の内容

北本駅を利用して通勤する保護者の保育需要に対応するため、朝は、保育ステーションにてお子様をお預かりし、専用のバスで市長が指定する保育施設及び幼稚園（以下「指定施設」という。）にお送りします。夕方は、指定施設からお子様をお預かりし、専用のバスで保育ステーションにお送りするとともに、保護者のお迎えまで保育します。

保育ステーション（北本駅子育て支援センター内）
所在地：北本市中央２丁目１７２番地（北本駅西口ビル２階）
電　話：０４８－５９２－９９６１
午前７時３０分から午後６時３０分までの時間帯の連絡は、事業実施者の高尾保育園（０４８-５９１－８４００）まで



２　利用することができる児童

・北本市内に住所を有する 満２歳 以上の児童であること。（令和８年度までに利用開始した児童は、満１歳以上）
・保護者のいずれかが通勤のために北本駅を利用していること。
・児童が利用する指定施設の利用時間に当該児童を送迎することが困難であること。

※　上記に該当する場合であっても、障がい等により個別の支援を要する場合、感染症等の症状がある場合、乗り物酔い等がある場合、シートに１人で座っていることができない場合など、安全な運行が困難となるおそれがあると判断された児童については、ステーション保育を利用することはできません。

３　利用の内容

⑴ 利用定員

２２名（東側コース１１名、西側コース１１名）

※　利用定員は、利用児童の年齢や１施設当たりの利用人数などに応じて、変動します。

⑵ 利用可能保育施設（指定施設）

高尾保育園、中丸保育園、緑の詩保育園、北本東スマイルこども園、森の詩幼稚園、ことりの詩保育園、つぼみの詩保育園、中央保育所、深井保育所、東保育所

⑶ 利用料金

児童１人につき、月額１万円（口座振替）

⑷ 利用日時

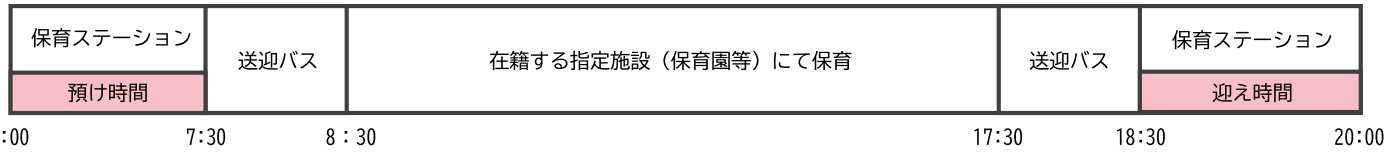
月曜日から金曜日まで

※　国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆（８月１３日から１６日まで）、年末年始（１２月２９日から１月４日まで）、年度末の最後の平日２日間、台風・豪雨・積雪等により安全な運行に支障が認められる日については、運休となります。

預け時間：午前７時から午前７時３０分まで
迎え時間：午後６時３０分から午後８時まで

※　送迎時間は厳守してください。送迎時間が守られない場合は、利用を取り消す場合があります。

（例）　１日の流れのイメージ



4　利用までの流れ

⑴　北本市ステーション保育事業利用登録申請書・定期券の写しを保育課に提出してください。
（保育の給付認定申請・利用申請と併せて申請することができます。）

⑵　利用要件の確認後、利用枠の空き状況等に応じて、利用登録を行います。

【空きがない場合】
・申請日から１年間、保留者名簿に登録されます。
・利用枠に空きが生じた場合は、保留者名簿から新たな利用者が調整されます。

⑶　保育課から北本市ステーション保育事業利用登録許可通知書を送付します。

⑷　保育ステーション又は事業実施者（高尾保育園）に連絡し、利用の詳細を確認してください。

⑸　利用開始日を在籍する指定施設に連絡し、利用を開始してください。

5　注意事項

⑴ 利用時の準備
・夕方のおやつ、水筒（水分補給が必要な時期）、おむつ等（必要な方のみ）を持参してください。
・午睡の布団を持ち込むことはできません。
・保育ステーションでは与薬はできません。（指定施設への与薬の伝言もできません。）
・荷物は、名札を付けた１つの袋にまとめてください。

⑵ 利用にあたっての注意
・電車の遅延などでお迎えが遅れる場合であっても、必ず２０時までにお迎えをお願いします。
・保護者以外の方がお迎えに来る場合には、その旨を保育ステーションに連絡してください。
・緊急の場合や遅刻等の場合は、保育ステーションと指定施設に連絡してください。
・お子様又は保護者の体温が３７．５℃以上の場合は、利用することができません。
・利用料に未納がある場合には、利用登録を取り消す場合があります。
・交通事情等により指定施設への送迎に遅れが生じた場合に延長保育料が発生することがあります。

⑶ その他
・令和９年度４月１日から利用年齢が満２歳に変更となります。（令和８年度からの継続利用者を除く。）
・ステーション保育を利用しているお子様のきょうだい利用における年齢要件は、満１歳以上とします。
・申請日から１年を経過する前に再度利用申請をした場合には、保留名簿の登録期間を延長します。
・保留名簿からの利用調整は、申請日、１施設当たりの利用人数、きょうだい利用などを考慮して実施します。

6　よくある質問と回答

Ｑ１．現在、保育施設に入所していませんが、ステーション保育の利用申請だけをすることはできますか。
Ａ１．できません。保育の給付認定申請・利用申請と併せて申請してください。

Ｑ２．指定施設への転園申請に併せてステーション保育の利用申請をすることはできますか。
Ａ２．可能です。ただし、利用枠に空きが生じた際に指定施設への転園ができていない場合には、利用登録はできません。

Ｑ３．利用調整はどのように行われますか。
Ａ３．原則として申請順とし、１施設当たりの利用人数、きょうだい利用などを考慮して実施します。

Ｑ４．鴻巣市に居住し、北本市内の指定施設を利用しています。ステーション保育の利用申請はできますか。
Ａ４．できません。北本市内に住所を有することが要件となります。

Ｑ５．送りのみ、迎えのみの利用は可能ですか。
Ａ５．可能です。なお、利用日数や回数にかかわらず、利用料金は児童１人につき、月額１万円となります。

＜ 問い合わせ先 ＞

北本市こども健康部保育課保育担当　　☎ 048-594-5538